「まん延防止等重点措置」・「県独自の緊急事態宣言」の内容について

1 対象区域等

	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
期間	令和3年8月8日(日)~8月31日(火) の24日間	令和3年8月6日(金)~8月31日(火) の26日間
	※以下の38市町村についても、8月6日(金)・7日(土)は	※期限を8月19日(木)から31日(火)に延長
	県独自の緊急事態宣言の対象	
考え方	「直近1週間の人口1万人当たりの新規陽性者数」が	左記以外の6市町
	1.5 人以上の 38 市町村	
対象区域		
	水戸市、土浦市、古河市、石岡市、結城市、龍ケ崎市、	
	下妻市、常総市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、取手市、	
	牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、	日立市、高萩市、大洗町、
	守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、坂東市、稲敷市、	城里町、大子町、河内町
	かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、	
	つくばみらい市、小美玉市、茨城町、東海村、美浦村、	※8月6日(金)・7日(土)は、全市町村が対象
	阿見町、八千代町、五霞町、境町、利根町	

[※]今後、感染状況に応じて、まん延防止等重点措置の対象区域を見直す場合がある。

2 飲食店に対する営業時間の短縮等(食品衛生法に基づく飲食店営業許可を受けている店舗の事業者)

まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
○営業時間の短縮要請等(法第31条の6第1項等)	○営業時間の短縮要請等(法第24条第9項)
・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛	・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛
・酒類の提供(持込み含む)の終日停止	・酒類の提供は午後7時まで
・カラオケ設備使用の終日停止(飲食を主としている店舗のみ)	
〇まん延防止等の措置(法第31条の6第1項)	〇まん延防止等の措置(法第 24 条第 9 項)
・従業員に対する検査を受けることの勧奨	
・入場者の感染防止のための整理及び誘導	
・発熱、その他の症状のある者の入場の禁止	
・手指の消毒設備の設置	同左
・事業所の消毒	
・入場者へのマスク飲食の周知	
・正当な理由なくマスク飲食等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止	
・施設の換気	
・アクリル板等飛沫を遮ることのできる板等の設置又は利用者の	
適切な距離の確保	
〇必要に応じて以下の措置	
<u>○必要に応じて以下の指置</u> ・要請に応じない事業者への命令(法第 31 条の 6 第 3 項)	
・要請・命令時の公表(法第31条の6第5項)	
- ・命令のための立入検査等 (法第 72 条)	
・命令違反等に対する過料(法第80条)	
时12年次号记列 / 3通引 (ISM 00 水/	
〇感染防止ガイドラインの遵守等 (法第 24 条第 9 項)	<u>〇感染防止ガイドラインの遵守等</u> (法第 24 条第 9 項)
・「いばらきアマビエちゃん」への登録	
・利用客の「いばらきアマビエちゃん」への登録状況の確認	同左
・業種別ガイドラインの順守	

3 大規模集客施設に対する営業時間短縮要請等

(1)イベント関連施設

種類	施設例	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
劇場等	劇場		
(第4号)	映画館	〇催物(イベント等)の開催制限	午後8時以降午前5時
	プラネタリウム	・上限 5,000 人かつ収容率 50%以下(法第 24 条第 9 項)	までの間の営業自粛の
			協力依頼
集会場等	集会場		
(第5号)	公会堂	<u>〇営業時間短縮要請</u>	
展示場	展示場	│ <1,000 m²超>	
(第6号)	貸会議室	・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛要請(法第24条第9項)	
	文化会館	※イベント開催・映画上映時は午後9時以降の自粛	
	多目的ホール		
		<1,000 m ² 以下>	
		・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛の協力依頼	
ホテル等	ホテルまたは旅館(集会	※イベント開催・映画上映時は午後9時以降の自粛	
(第8号)	の用に供する部分に限		
(3,0.1)	る)		
	3 7	<u>○酒類の提供(持込み含む)の終日停止の協力依頼</u>	
/++& -b B	<u> </u>	<u>〇入場整理の協力依頼</u> 	
結婚式場	結婚式場		

(2) イベントを開催する可能性がある施設

種類	施設例	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
運動施設	体育館		
遊技場	スケート場	〇催物(イベント等)の開催制限	午後8時以降午前5時
(第9号)	水泳場	・上限 5,000 人かつ収容率 50%以下(法第 24 条第 9 項)	までの間の営業自粛の
	テニス場		協力依頼
	柔剣道場		
	ボウリング場	○営業時間短縮要請	
	テーマパーク	<1,000 ㎡超>	
	遊園地	・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛要請(法第24条第9項)	
	野球場	※イベント開催時は午後9時以降の自粛	
	ゴルフ場		
	陸上競技場	<1,000 m以下>	
	ゴルフ練習場	・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛の協力依頼	
	バッティング練習場	※イベント開催時は午後9時以降の自粛	
	弓道場		
1+ 4L &-> &->	1-2- 4-C- 8-5-	│ │ 〇酒類の提供(持込み含む)の終日停止の協力依頼	
博物館等	博物館		
(第 10 号)	美術館		
	科学館	〇入場整理の協力依頼	
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園		
L			

(3)参加者が自由に出入りできる施設

種類	施設例	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
商業施設	百貨店(※生活必需品売り場を除く)		
(第7号)	ショッピングモール(※生活必需品売	<u>〇営業時間短縮要請</u>	午後8時以降午前5時
	り場を除く)	<1, 000 ㎡超>	までの間の営業自粛の
	ペットショップ(ペットフード売り場	・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛要請(法第24条第9項)	協力依頼
	を除く)		
	ペット美容室(トリミング)	<1,000 m以下>	
	宝石類や金銀の販売店	・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛の協力依頼	
	住宅展示場(集客活動を行い、来場を		
	(促すもの)		
	古物商(質屋を除く)	<u>○酒類の提供(持込み含む)の終日停止の協力依頼</u>	
	金券ショップ		
	古本屋		
	おもちゃ屋、鉄道模型屋	<u>○入場整理の協力依頼</u>	
	囲碁・将棋盤店		
	DVD/ビデオショップ		
	DVD/ビデオレンタル		
	アウトドア用品店	※生活必需品・・・食品、医薬品、医療機器その他衛生用品、	
	│ スポーツグッズ店 │ ゴルフショップ	再生医療等製品、燃料、化粧品等	
	│コルフショッフ │土産物屋	13 M 3 9 CH 7 M 15 15 15 16 17	
	│ 工度物度 │旅行代理店(店舗)		
	MR111に埋冶(冶研) アイドルグッズ専門店		
	ナイドルノッへ等 1/1/2 ネイルサロン		
	^{へイルッロフ} まつ毛エクステンション		
	よってエッス・ファョン スーパー銭湯		
	大 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		
	石皿/ サウナ		
	^ ^ ^ エステサロン		

種類	施設例	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
商業施設	日焼けサロン		
(第7号)	脱毛サロン	○営業時間短縮要請	午後8時以降午前5時
	写真屋	<1,000 m²超>	までの間の営業自粛の
	フォトスタジオ	・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛要請(法第24条第9項)	協力依頼
	美術品販売		
	展望室	<1,000 m [°] 以下>	
運動施設	スポーツクラブ	・午後8時以降午前5時までの間の営業自粛の協力依頼	
遊技場	ホットヨガ・ヨガスタジオ		
(第9号)	マージャン店		
	パチンコ屋	<u>○酒類の提供(持込み含む)の終日停止の協力依頼</u>	
	ゲームセンター		
	射的場		
	ライブハウス	<u>○入場整理の協力依頼</u>	
	場外馬(車、舟)券場		
遊興施設	遊興施設のうち、飲食店に該当しない		
(第11号)	施設(ネットカフェ、マンガ喫茶等は		
	除く)		
サービス業	サービス業を営む店舗(銭湯、理美容		
(第 12 号)	店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店		
	等の生活必需サービスは除く)		

4 営業時間短縮要請等を行わない施設

種類	施設例	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
生活必需品販	卸売市場		
売施設	食料品売り場(移動販売店舗を含む)	<u>〇酒類の提供(持込み含む)の終日停止の協力依頼</u>	同左
	コンビニエンスストア		
	百貨店(※生活必需品売り場)		
	スーパーマーケット	○入場整理の協力依頼	
	ホームセンター		
	ドラッグストア		
	家電量販店	※生活必需品・・・食品、医薬品、医療機器その他衛生	上田品
	ショッピングモール(※生活必需品売り場)	スエルジェロ・・・・・・・・・	
	ガソリンスタンド	村工 应源 寸 表 印、 旅 行 、 心 性 叩 寸	
	靴屋		
	衣料品店		
	雑貨屋		
	文具屋		
	酒屋		
その他	銭湯(物価統制令の対象となるもの)		
	理容店	〇酒類の提供(持込み含む)の終日停止・カラオケ設備	同左
	美容店	使用の自粛の協力依頼	
	質屋		
	貸衣装屋		
	クリーニング店	<u>○入場整理の協力依頼</u>	
	ランドリー		
	ネットカフェ		
	マンガ喫茶		
	貸倉庫		
	郵便局		
	メディア		

種類	施設例	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
その他	不動産屋		
	葬儀場・火葬場	〇酒類の提供(持込み含む)の終日停止・カラオケ設備	同左
	獣医	使用の協力依頼	
	ペットホテル		
	たばこ屋(たばこ専門店)		
	ブライダルショップ	〇入場整理の協力依頼	
	本屋		
	自転車屋		
	園芸用品店		
	修理店(時計、靴、洋服等)		
	鍵屋		
	100 円ショップ		
	駅売場		
	家具屋		
	自動車販売店、カー用品店		
	花屋		
	ごみ処理関係		
	神社		
	寺院		
	教会		

種類	施設例	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
学校	幼稚園		
(第1号)	小学校、中学校、義務教育学校	〇酒類の提供(持込み含む)の終日停止の協力依頼	同左
	高等学校、中等教育学校		
	高等専修学校		
	高等専門学校	<u>○入場整理の協力依頼</u>	
	特別支援学校		
社会福祉施設	保育所等(幼保連携型認定こども園を含む)		
(第2号)	学童クラブ	○感染リスクの高い活動等の制限、遠隔授業を活用した	
	障害児通所支援事業所	学修者本位の効果的な授業の実施の要請	
	上記以外の児童福祉法関係の施設		
	障害福祉サービス等事業所		
	老人福祉法・介護保険法関係の施設	<u>〇オンラインの活用等の協力依頼</u>	
	婦人保健施設		
	その他の社会福祉施設		
大学等	大学		
(第3号)	専修学校・各種学校		
	日本語学校・外国語学校		
	インターナショナルスクール		
学習塾等	学習塾		
(第 13 号)	自動車教習所		
	オンライン授業		
	家庭教師		
	英会話教室、パソコン等 IT 教室		
	音楽教室		
	囲碁・将棋教室		
	生け花・茶道・書道・絵画教室		
	そろばん教室		
	体操・ダンス教室		

種類	施設例	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
図書館	図書館	〇入場整理の協力依頼	同左
(第 10 号)			
医療施設	病院		
	診療所	〇入場整理の協力依頼	同左
	歯科		
	薬局		
	鍼灸・マッサージ		
	接骨院		
	柔道整復		
住宅・宿泊施設	ホテル(集会の用に供する部分を除く)		
	カプセルホテル(集会の用に供する部分を除く)	<u>○入場整理の協力依頼</u>	同左
	旅館(集会の用に供する部分を除く)		
	民泊		
	共同住宅		
	寄宿舎		
	下宿		
	ラブホテル		
	ウィークリーマンション		
交通支援等	バス		
	タクシー	<u>○入場整理の協力依頼</u>	同左
	レンタカー		
	鉄道		
	船舶		
	航空機		
- IB ##	物流サービス(宅配等を含む)		
工場等	工場		
	作業場	<u>○入場整理の協力依頼</u>	同左

種類	施設例	まん延防止等重点措置	県独自の緊急事態宣言
金融機関・官公	銀行		
署等	消費者金融	〇入場整理の協力依頼	同左
	ATM		
	証券取引所		
	証券会社		
	保険代理店		
	事務所		
	官公署		